

2018年8月20日

大阪樟蔭女子大学

## 平成30年大阪府北部を震源とする地震により被災された受験生の皆様に対する 特別措置について

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

大阪樟蔭女子大学では、災害救助法適用地域で被災された世帯の受験生に対し、経済的支援を図るため、申し出により、入学検  
定料および入学金に対する特別措置を講じることに決定しましたのでお知らせいたします。

該当する方で、特別措置を希望する場合は、下記の所定の手続きが必要となりますので、入試広報課までお申し出ください。

被災された皆様におかれましては、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

### 記

#### 1. 対象者

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域（参考：「災害救助法の適用状況」防災情報のページー  
内閣府）で被災した受験生で、以下のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 災害によりご父母のいずれかが亡くなられた方
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方
- (3) 災害によりご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、または、損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方
- (6) その他災害により学費支弁が著しく困難となったと認められる方

#### 2. 特別措置

2018年9月1日以降2019年3月末日までに実施する2019年度入学試験の**入学検定料および入学金の全額を免除**します。

#### 3. 申請について

- (1) 原則として、各入学試験の出願以前に、必要書類を入試広報課までご提出ください。申請書類に基づき審査を行い、結果をお知らせします。
- (2) 必要書類等の準備が間に合わない場合は、必ず事前にご相談ください。
- (3) 必要書類
  - a. 「被災者特別措置申請書」
  - b. 「罹災証明書」
  - c. 「死亡診断書」または「診断書」

※必要となる書類は、上記1.対象者により異なりますので、ご不明な場合は、お問い合わせください。

[お問い合わせ・書類送付先]

大阪樟蔭女子大学 入試広報課

〒577-8550 大阪府東大阪市菱屋西4-2-26

TEL : 06-6723-8274

E-mail : nyushi@osaka-shoin.ac.jp

## 被災者特別措置申請書

申請年月日： 年 月 日

大阪樟蔭女子大学 学長 様

下記の理由による自然災害により被災しましたので、特別措置を申請します。

申請者	フリカ`ナ		保証人	フリカ`ナ	
	氏名	印		氏名	印
	生年月日	年 月 日		続柄	
	連絡先所	〒 -		連絡先所	〒 -
	電話番号	( ) -		電話番号	( ) -
	E-mail				
	出身校	(所在地: ) 高等学校			
<p>特別措置対象者として該当する番号(別紙の1.対象者 (1)~(6))を記入のうえ、被災状況についてできるだけ詳しくお書きください。</p>					
<p>提出する被災状況証明書(写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 罹災証明書      <input type="checkbox"/> 死亡診断書      <input type="checkbox"/> 診断書</p> <p><input type="checkbox"/> その他(書類の名称: )</p>					
入学試験区分			受験学部・学科・専攻・コース		
[ ]入試 ( 年 月 日実施)					
[ ]入試 ( 年 月 日実施)					
[ ]入試 ( 年 月 日実施)					
[ ]入試 ( 年 月 日実施)					
[ ]入試 ( 年 月 日実施)					

※本申請書および被災状況証明書を確認の後、上記本人連絡先に審査結果をお知らせします。